

登録免許税非課税証明に係る手続きについて

登録免許税法第4条により、宗教法人の「専ら自己又はその包括する宗教法人の宗教の用に供する」境内建物及び境内地の権利の取得登記については、登録免許税を課さないとされています。この**非課税措置を受けるため※**には、法務局での登記申請の際に、当該不動産の所在地の都道府県知事の非課税証明書の添付が必要です。※非課税証明がなくても登記行為自体は行えます。また、すでに登記手続きを行っていた場合（登録免許税を納めていた場合）は本証明を取得しても返還されませんので本証明発行手続きは行いません。

当該不動産の所在地が和歌山市および海草管内の場合は本庁（和歌山市小松原通1-1）まで、その他の市町村の場合は各地域の振興局地域づくり部まで御相談ください。

【相談先】

当該不動産の所在地によって異なります

- ・和歌山市、海南市、紀美野町 → 本庁 総務課
- ・紀の川市、岩出市 → 那賀振興局 地域づくり部
- ・橋本市、かつらぎ町、九度山町、高野町 → 伊都振興局 地域づくり部
- ・有田市、湯浅町、広川町、有田川町 → 有田振興局 地域づくり部
- ・御坊市、美浜町、日高町、由良町、印南町、みなべ町、日高川町 → 日高振興局 地域づくり部
- ・田辺市、白浜町、上富田町、すさみ町 → 西牟婁振興局 地域づくり部
- ・新宮市、那智勝浦町、太地町、古座川町、北山村、串本町 → 東牟婁振興局 地域づくり部

1 手続きの順序

証明願提出 → 現地調査 → 証明（→ 法務局での登記）
（概ね1か月程度）

- ・申請書類の内容を審査し、問題がなければ日程調整の上で現地調査を実施し、現にその宗教本来の用に供されているかどうかを確認します。

2 留意事項

- ①収益事業等に使用されている場合や、申請時点で宗教の用に供されることが不確定・不確実な状態である場合などは非課税の証明はできません。
（証明できない事例：「いつか決まっていらないが将来的に〇〇しよう」と思って購入する土地の場合など）
- ②当該宗教法人への所有権移転（名義変更）ができる状態の土地・建物である必要があります。状態確認のため、例えば農地であれば農地転用の許可証の添付が必要です。

3 申請書類及び添付書類

◎ 登録免許税非課税証明願（2部）

- ・和歌山県証紙410円分を御用意ください。

※県証紙売りさばき所

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/120100/shoushi/shoushi.html>

- ・法務局に登録されている法人印を押印願います。

◎ 添付書類

次ページを御覧ください。追加で資料を求めることもありますので御承知願います。

- ①責任役員会議事録（写）・・・要原本証明
- ②責任役員であることの証明書
- ③❖総会、総代会等の同意書（写）・・・要原本証明
- ④❖総代であることの証明書、
- ⑤責任役員、総代等出席者名簿（議事録に記載されている場合は不要）
- ⑥❖包括団体の承認書（写）・・・要原本証明
- ⑦土地又は建物登記簿謄本
- ⑧公図（写）
- ⑨平面図、位置図（境内地内に新設等の場合は各施設の配置図）
- ⑩不動産の取得を明らかにする書類
 - ・売買の場合は売買契約書（写）・・・要原本証明
 - ・贈与の場合は寄附証書（写）・・・要原本証明（代表役員個人からの寄附の場合は、証明印は個人印になります。）
 - ・建物新築の場合は検査済書（写）・・・要原本証明
- ⑪道案内図
- ⑫❖公告文
- ⑬❖公告証明書、公告時の写真（公告の状況がわかるもの）
- ⑭土地又は建物の写真（内部含む）
- ⑮境内建物建設用地（更地）の場合
 - ・建築確認書（写）・・・要原本証明
 - ・工事請負契約書（写）・・・要原本証明
 - ・設計書
 - ・工事進行計画書（写）・・・要原本証明
- ⑯信者、参詣者用駐車場の場合：確約書
- ⑰農地の場合：農転許可書等（写）・・・要原本証明
- ⑱他府県法人の場合：法人登記簿謄本
- ⑲法人規則（写）・・・要原本証明

❖は法人規則で必要とされている場合や境内地での新築の場合は必要となります。

【原本証明の例】

この写しは原本と相違ないことを証明する

令和〇年〇月〇日

宗教法人 ○○○ 代表役員 ○○○○ 印